

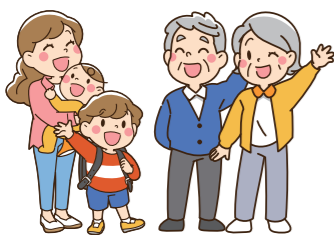
要配慮者を対象とした名古屋市の主な取り組みをご紹介します

避難行動要支援者名簿

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村は、要配慮者のうち、災害時に自力で避難できない方たちの情報が載った「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務づけられました。避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、平常時から避難支援等関係者に提供することが規定されています。

助け合いの仕組みづくり

地域への情報提供に同意した避難行動要支援者について、地域の方々と事前に話し合い、あらかじめ災害に備えておく**地域主体**の取り組みです。詳しくは市公式ウェブサイトでご確認ください。



助け合いの仕組みづくり
(市公式ウェブサイト)

個別避難計画作成事業

地域の災害リスクやご本人の心身の状況に関係者で共有し、適切な避難行動につなげるため、「どこに避難するか」「誰が支援するか」等を記載した計画を作成する**行政主導**の取組です。現在、名古屋市では自力で避難が困難な方のうち、ハザードリスクが高い地域にお住まいの方に対して計画作成モデル事業を実施しております。

詳しくは

名古屋市個別避難計画作成事務局へ
TEL: 052-746-8215 FAX: 052-962-3266
※受付時間 9:00 ~ 17:00
(土日祝休日、
年末年始 (12/29 ~ 1/3) 除く)

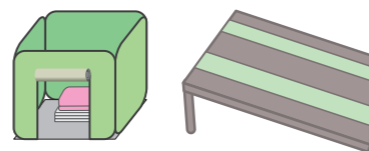


個別避難計画作成事業
(市公式ウェブサイト)

指定避難所における福祉避難スペースの設置

災害時、名古屋市の指定避難所では、避難所の居住スペースで過ごすことが難しい要配慮の方が安心して避難所生活を送ることができるよう、福祉避難スペースを設置することとしております。

また、指定避難所に指定されている小中学校には、間仕切りや簡易式スロープも備蓄されております。



福祉避難所

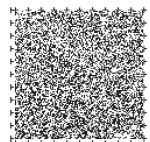


福祉避難所とは、バリアフリー化などがされた社会福祉施設等を利用して開設される避難所のことです。**協定福祉避難所**と**指定福祉避難所**の2種類があります。

協定福祉避難所は、指定避難所の福祉避難スペースにおいても避難生活が困難な要配慮者の方を受け入れる避難所で、指定福祉避難所は、原則として通所系のサービス利用者とその家族が直接の避難を行う避難所です。詳しくは市公式ウェブサイトでご確認ください。



災害時における福祉避難所
(市公式ウェブサイト)



問い合わせ先

名古屋市防災危機管理局地域防災課

電話: 052-972-3591 FAX: 052-962-4030

令和7年9月発行

自分を守る! みんなで備える!

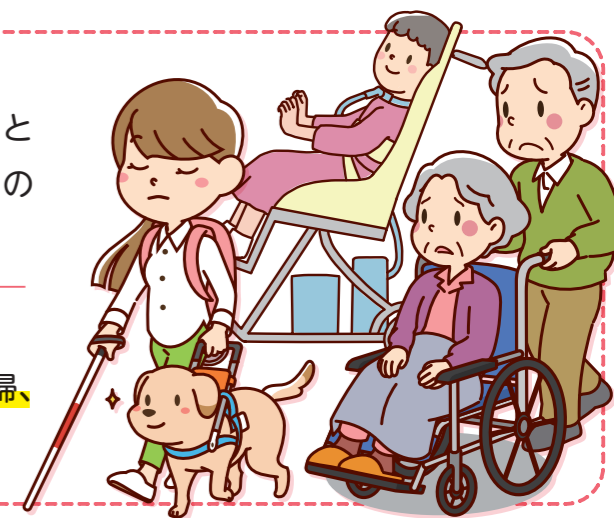
～要配慮者の災害への備えについて～

要配慮者とは?

「要配慮者」とは、地震や台風などの災害が起きたときに、避難行動や避難先での暮らしにおいて、誰かの助けが必要な人のことをいいます。

要配慮者に含まれる人の例

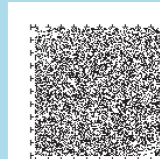
高齢者、障害者、医療的ケア児・者、乳幼児、妊産婦、外国人など



災害が起こった時に、あわてないためにはどうすればいい?

ハザードマップってなんだろう? 自助、共助ってなに?

次のページで確認してみよう!



自分の備えをチェックしよう!

自助とは?

自分や家族の命を守るために、自分たちで備えておくこと。

ハザードマップで災害リスクや避難場所を確認しよう!

ハザードマップとは?

災害が起きた時に、被害が予想される区域や程度を示した地図のことです。



市公式ウェブサイトや名古屋市防災アプリでハザードマップや避難所が確認できるよ!



なごやハザードマップ
防災ガイドブック
(市公式ウェブサイト)



名古屋防災アプリ
(市公式ウェブサイト)



自分自身や家族の命を守るために備えよう!

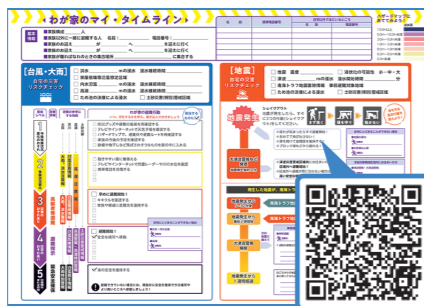
自宅の備え

家の耐震補強や家具固定、感震ブレイカーの設置で家の備えも行いましょう!



避難行動の備え

防災ガイドブックを見ながら、「わが家のマイ・タイムライン」を作成しましょう!



わが家のマイ・タイムライン

生活必需品の備え

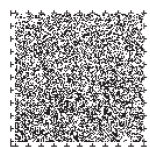
ライフラインが止まっても、しのげるように7日分の備蓄を心がけましょう!
(命を守るために3日分を非常持ち出し品として準備しておきましょう)

いつも食べているものを「ちょっと多く買って備える」ローリングストックをすると、食品を無駄にすることなく、効率よく備えることができます。



ご自身の状況に応じて非常時の持ち出し品を確認しよう!

- 常備薬とお薬手帳、健康保険証や各種手帳のコピーなど
 - 症状の説明カード、非常時の連絡先(関係機関の連絡先を含む)など
 - 経管栄養の注入や痰の吸引に必要な物品など
 - 医療機器のバッテリー・予備電源、携帯用酸素ボンベなど
- その他、症状にあわせて普段の外出時に持ち出すものを整理しておく



かかりつけ医や訪問看護師さんなどに災害時の対応について相談しておきましょう

みんなで災害に備えよう!

共助とは?

地域の人で助け合って命を守ること。

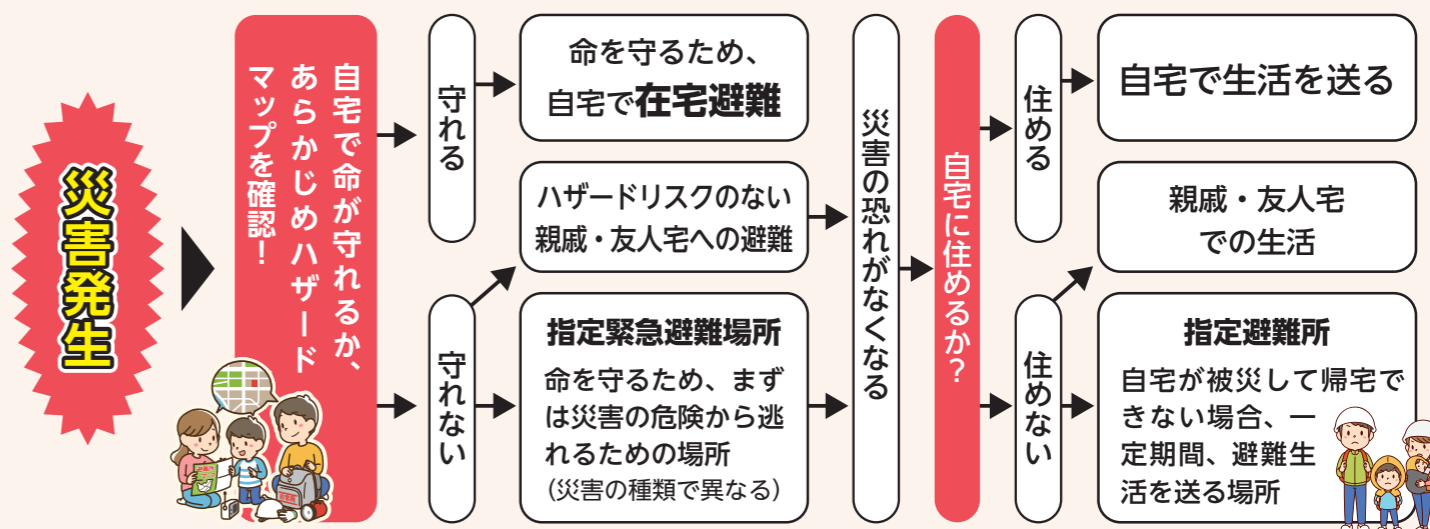
地域みなさんと日ごろから顔の見える関係を築こう!



- 日ごろからあいさつをしてコミュニケーションをとりましょう!
- 学区や町内会の防災訓練や行事に参加して、発災時の実際の避難行動を確認しましょう!
- 地域の方と顔の見える関係作りを心がけ、自力での避難が難しいと感じている方(高齢者、障害者等)も、健常者の方も、みんなで助け合い命を守ることができる行動を一緒に考えましょう!

災害発生時の避難について考えよう!

災害発生時にどのように行動すれば良いかシミュレーションしましょう!



警報レベル	避難情報	住民が取るべき行動
1		災害への心構えを高める 早期注意情報(警報級の可能性)
2		自らの避難行動を確認 大雨注意報 洪水注意報 大雨警報に切り替える可能性が高い注意報
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 大雨警報 洪水警報
4	避難指示	危険な場所から全員避難 土砂災害警戒情報
5	緊急安全確保	命の危険直ちに安全確保! 大雨特別警報

要配慮者の方は「レベル3 高齢者等避難」が発表されたら早めに避難しましょう

在宅避難とは?

災害が起きたときに、避難場所に行かず、自宅で安全に過ごすことを「在宅避難」といいます。自宅が安全で、倒壊や浸水のおそれがない場合は在宅避難も検討してください。

物資等の支援が必要な場合は、最寄りの避難所での登録が必要です

